⑸　16の欄は、次によること。

ア　２以上の送信機を有する場合は、第１送信機、第２送信機と表示して送信機ごとに、その適合表示無線設備の番号の欄に技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を記載すること。

イ　その他の工事設計の欄は、この無線局事項書及び工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第３章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

７　無線局免許状等の申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

８　申請書並びに無線局事項書及び工事設計書の用紙は、日本産業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

［新設］

別表第十三号第２　アマチュア局（空中線電力が50W以下の適合表示無線設備のみを使用するものであつて移動するもの（個人が開設するものに限る。））の無線局変更等申請書及び届出書並びに無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の13関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

アマチュア局変更等申請書及び届出書並びに無線局事項書及び工事設計書（特例様式）

年　　月　　日

（何）総合通信局長（注１）殿

以下のことについて、アマチュア局の変更の許可を受けたい（変更した）ので、下記のとおり申請（届出）します。

（申請（届出）にあたり、無線局免許手続規則第12条第１項（第25条第１項において準用する場合を含む。）に規定する書類を添えます。）

□無線設備の増設・取替・撤去（電波法第17条）

□電波の型式並びに周波数及び空中線電力（一括して表示する記号）の変更（電波法第19条）

（無線従事者免許証の番号の変更を伴う場合を含む。）

□免許人住所の変更（電波法第21条）

□無線設備の常置場所の変更（施行規則第43条）

□呼出符号の変更（電波法第19条）

□その他の変更（　　）

（注２）

記

１　申請（届出）者（注３）

住　所	〒（　　―　　）
	国籍（外国人のみ記載）〔　　〕
氏　名	フリガナ